■　ＰＣＢ廃棄物の処理について

○　概　要

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）とは、電気機器用の絶縁油などに使用されていましたが、カネミ油症事件が発生するなど、人体や環境に悪影響を及ぼすことが判明し、昭和47年に製造禁止となった物質です。

ＰＣＢを含む機器については、ＰＣＢ特別措置法に基づき、届出や期限内の処理が義務付けられており、県内のＰＣＢ廃棄物の処分が進められています。

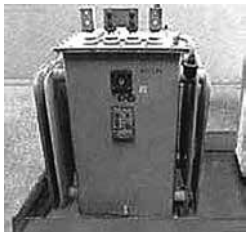

変圧器

コンデンサー

安定器

○　保管等の届出

県内の保管事業者は、ＰＣＢ特別措置法に基づき、毎年度６月末までに前年度のＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況を香川県知事（高松市にあっては高松市長。以下同じ。）に届け出なければなりません。

○　保管方法

ＰＣＢ廃棄物が適正に処分されるまでの間、廃棄物処理法に定める保管基準を遵守してＰＣＢの漏えい等が生じないようにするとともに、紛失したり、ＰＣＢ廃棄物でないものとして処分したりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理のもと、適正に保管しなければなりません。

なお、ＰＣＢ廃棄物の譲渡し及び譲受けは原則禁止されています。

○　期限内の処分

ＰＣＢ廃棄物を次の期限までに処分又は処分委託しなければなりません。使用中の機器についても、この期限までに使用を廃止して処分する必要があります。

これらの機器を期限内に処分しない場合は、行政からの命令や重い罰則が科せられることがあります。

ＰＣＢ廃棄物の種類		処分期限
高濃度ＰＣＢ廃棄物	大型変圧器・コンデンサー等	処分期間終了
	安定器及び汚染物等	処分期間終了
低濃度ＰＣＢ廃棄物		令和９(2027)年３月31日まで

○　処分期間を過ぎたＰＣＢ廃棄物が新たに発見された場合は、速やかに担当課（68ページ参照）に連絡し、指示を受けてください。

※低濃度ＰＣＢ廃棄物について

昭和47年（1972年）にＰＣＢの製造が禁止され、ＰＣＢを使用した電気機器等も製造されなくなりましたが、ＰＣＢを使用していないとされる変圧器などの電気機器等の中には、再生油の使用等が原因で、微量のＰＣＢに汚染された絶縁油を含むものが数多く存在することが明らかとなっています。

変圧器などの電気機器等を廃棄しようとする場合には、メーカーなどに対しＰＣＢ汚染の可能性の有無について確認を行い、当該電気機器等が微量のＰＣＢに汚染されているおそれがある場合には、速やかに絶縁油中のＰＣＢ濃度の分析を行い、低濃度ＰＣＢ廃棄物に該当するか否かを確認してください。ただし、コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器等であって高濃度ＰＣＢ廃棄物でないことが確実な場合、ＰＣＢ濃度の分析をしなくても低濃度ＰＣＢ廃棄物とみなすことができます。

○　**処分方法**

ＰＣＢ廃棄物の処分は、許可を有する事業者に委託しなければなりません。

なお、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に当たっては、当該廃棄物が飛散及び流出しないよう、廃棄物処理法その他の関係法令、収集運搬ガイドライン等を遵守して安全かつ効率的な収集運搬を行わなければならないこととなっています。

ＰＣＢ廃棄物の種類	処分業者
低濃度ＰＣＢ廃棄物	・都道府県知事等による低濃度ＰＣＢ廃棄物に係る処分業の許可を受けた者 ・環境大臣による無害化処理認定を受けた者 ※詳しくは次の環境省のページをご参照ください。 https : //www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

■　使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）について

自動車（軽四輪自動車を含む。）の所有者・使用者は、自動車を廃棄する場合は、この法律に従わなければなりません。

○　自動車所有者の注意点

①　廃棄する自動車（正しくは「使用済自動車」と言います。）の処分等（買取・回収も含みます。）を依頼する相手は、自動車リサイクル法の「引取業登録業者」でなければなりません。
　相手に「登録通知書」（許可証のようなもの）を見せてもらうなどにより確認してください。

②　使用済自動車を引渡す際には「使用済自動車として引渡すものであること。」を伝え、自動車と引換えに「引取証明書」を受領してください。（リサイクル券がない場合は、後からになります。）

○　引取業者の注意点

①　使用済自動車の引取依頼を受けた場合は、事前に、対象車のリサイクル料金の預託確認を行わねばなりません。

②　使用済自動車を引取りに行った際は、装備品確認を行い、リサイクル券のＢ券に記入、押印し「引取証明書」を作成し、自動車所有者に交付します。

③　使用済自動車を引取り、カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認し、含まれている場合は「フロン類回収業者」へ、含まれていない場合は「解体業者」へ引渡します。

④　引取ったその日のうちに、電子マニフェストシステムで「引取報告」を行います。

⑤　同様に、引渡したその日のうちに「引渡報告」を行います。

注）上記内容は変更される場合があります。

■　産業廃棄物処理実績報告等について

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者は、香川県産業廃棄物処理等指導要綱の規定に基づき、前年度の産業廃棄物の処理実績を当該年度の６月30日までに知事に提出しなければなりません。

１　産業廃棄物処理施設設置者としての報告

法第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに、前年度（４月～３月）の処理実績を記載した産業廃棄物処理実績報告書を、６月30日までに香川県知事又は高松市長に提出してください。

２　産業廃棄物処理業者としての報告

産業廃棄物収集・運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集・運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、産業廃棄物の種類ごとに、前年度（４月～３月）の処理実績を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬（処分）実績報告書を、６月30日までに香川県知事又は高松市長に提出してください。

香川県産業廃棄物処理等指導要綱

第６章　報告

第25条　許可施設設置者は、毎年６月30日までに、その年の３月31日以前の１年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに様式13号による報告書を、知事に提出しなければならない。

２　処理業者は、毎年６月30日までに、その年の３月31日以前の１年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式15号による報告書を知事に提出しなければならない。

産業廃棄物処理実績報告書（様式第13号）

最終処分場現況報告書（様式第13号（別紙））

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（様式第15号　その１）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式第15号　その２）

（高松市産業廃棄物処理等指導要綱第19条にも同じ内容を定めています。）

様式第13号

産業廃棄物処理実績報告書（　　年度）

年　　月　　日

香川県知事　　殿
（高松市長）

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

□実績あり
□実績なし　いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物の処理の実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第１項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地						電話番号		
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位　t・㎥）				処理後の産業廃棄物の処分量（単位　t・㎥）			
	A	A	A	A	種　類	排出量	処理方法	処分量
合　計								

注　１．この報告書は、前年４月１日から３月31日までに処理した産業廃棄物の量を６月30日までに提出すること。　（日本産業規格　A列４番）
２．処理した産業廃棄物の種類をＡ欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
３．最終処分場にあっては、残余容量、残余年数等を別紙に記入し添付すること。

様式第13号（別紙）

最終処分場現況報告書

年　　月　　日

殿

報告者
郵便番号
住　　所
名　　称
代表者の氏名
電話番号

年度の最終処分場の現況について、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場　　管理型最終処分場
許可の年月日及び許可番号 又は届出年月日	届出年月日　　年　月　日 許可年月日　　年　月　日 許可番号　第　　号
埋立面積　※1	㎡
埋立容量　※2	㎥
残余容量　※3	約　　㎥
残余年数　※4	約　　年　　ヵ月（　　年度末現在）
備考	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

（日本産業規格　　A列４番）

注　※１　　許可（届出）面積を記入して下さい。
　　※２　　許可（届出）容量を記入して下さい。
　　※３、４　　報告年の３月31日における埋立地の残余容量及び残余年数を記入してください。
　この報告書には、報告年の３月31日における最終処分場の現況平面図、横断図及び縦断図を添付して下さい。

様式第15号　その１

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（　　年度）

年　　月　　日

香川県知事　　殿
（高松市長）

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

□実績あり
□実績なし　いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第２項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類				許可年月日	年　月　日	許可番号			
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は収集・運搬業者）			運搬先		引き渡した者			
	許可番号	氏名又は名称	受託量（t・㎥）	名称	運搬量（t・㎥）	許可番号	氏名又は住所	引渡量（t・㎥）	
	住所			住所		住所			

（日本産業規格　A列４番）

許可の種類				許可年月日	年　月　日		許可番号			
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は収集運搬業者）			運搬先			引き渡した者			
	許可番号	氏名又は名称	受託量（t・㎥）	名称		運搬量（t・㎥）	許可番号	氏名又は住所	引渡量（t・㎥）	
	住所			住所			住所			

注　1．この報告書は、前年４月１日から３月31日までに処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量を６月30日までに提出すること。単位はｔ又は㎥

2．委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、収集運搬業者からの再委託であるときは、委託者の許可番号の欄には、当該収集運搬業者の許可番号を、住所の欄には、当該産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。

3．報告者が運搬を収集運搬業者に再委託した場合は、引き渡した者の欄には、当該収集運搬業者について記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。

様式第15号　その２

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（　　年度）

年　　月　　日

香川県知事　　殿
（高松市長）

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

□実績あり
□実績なし　いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第２項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類					許可年月日	年　月　日		許可番号				
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）				処分			引き渡した者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量（t・㎥）		処分方法	処分量（t・㎥）	処分後量（t・㎥）	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量（t・㎥）	
	住所				処分場所			住所				

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）				処分			引き渡した者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量（t・㎥）		処分方法	処分量（t・㎥）	処分後量（t・㎥）	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量（t・㎥）	
	住所				処分場所			住所				

注　1．この報告書は、前年４月１日から３月31日までに処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量を６月30日までに提出すること。
2．委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、処分業者からの再委託であるときは、委託者の住所の欄には、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。
3．受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、委託者の空欄には、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては「(残)」と、処分の再委託の場合にあっては、引き渡した者の空欄に「(再)」と記載すること。
4．産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。

様式第15号　その２　（別紙）

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（　　年度）

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位　t・㎥）				処理後の産業廃棄物の処分量（単位　t・㎥）			
	A	A	A	A	種　類	排出量	処理方法	処分量

注）　１．処分した産業廃棄物の種類をＡ欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。　（日本産業規格　Ａ列４番）

『産業廃棄物の処理実績報告書』**【記載例】**

例１：産業廃棄物の焼却施設（廃プラスチック類と木くずの混焼炉）で年間300ｔの廃プラスチック類と年間200ｔの木くずを焼却処分し、これにより生じた燃え殻５ｔについては、自ら運搬し、処分業者Ｂの管理型最終処分場において埋立処分した。

事業場の所在地					電話番号			
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位　ｔ・㎥）				処理後の産業廃棄物の処分量（単位　ｔ・㎥）			
	Ａ　廃プラスチック類	Ａ木くず	Ａ	Ａ	種類	排出量	処理方法	処分量
廃プラスチック類と木くずの焼却施設（混焼炉）	300ｔ	200ｔ			燃え殻	５ｔ	自ら運搬し、処分業者Ｂの管理型最終処分場において埋立処分	５ｔ

例２：年間500ｔの廃プラスチック類を焼却処分し、これにより生じた燃え殻５ｔについては、自社管理型最終処分場において埋立処分した。また、年間500ｔの汚泥については、そのまま自社管理型最終処分場において埋立処分した。

事業場の所在地					電話番号			
産業廃棄物処理施設の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位　ｔ・㎥）				処理後の産業廃棄物の処分量（単位　ｔ・㎥）			
	Ａ　廃プラスチック類	Ａ汚泥	Ａ	Ａ	種類	排出量	処理方法	処分量
廃プラスチック類の焼却施設	500ｔ				燃え殻	５ｔ	自社管理型最終処分場において埋立処分	５ｔ
管理型最終処分場		500ｔ						

『産業廃棄物の運搬実績報告書』【記載例】

例１：排出事業者Ａ社からがれき類100ｔを処分業者Ｂの最終処分場まで運搬した。うち40ｔは石綿含有産業廃棄物であった。

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td colspan="3">産業廃棄物収集・運搬業</td><td colspan="2">許可年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="4">許可番号　037（097）＊×××××××××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="3">委託者（排出事業者又は収集運搬業者）</td><td colspan="3">運　搬　先</td><td colspan="4">引　き　渡　し　た　者</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="2">受託量</td><td colspan="2">名　称</td><td rowspan="2">運搬量</td><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="2">引渡量</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="2">住　所</td><td colspan="2">住　所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">がれき類</td><td></td><td>排出事業者Ａ</td><td rowspan="2">60ｔ</td><td colspan="2">処分業者Ｂ</td><td rowspan="2">60ｔ</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">××郡□□町
（排出場所）</td><td colspan="2">△△郡○○町
（処分場所）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">がれき類
（石綿含有産業廃棄物）</td><td></td><td>排出事業者Ａ</td><td rowspan="2">40ｔ</td><td colspan="2">処分業者Ｂ</td><td rowspan="2">40ｔ</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">××郡□□町
（排出場所）</td><td colspan="2">△△郡○○町
（処分場所）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（＊　香川県は037×××　高松市は097×××となります）

例２：排出事業者Ａ社からがれき類50ｔを自社積替え場所まで運搬した。自社積替え場所から最終処分場（処分業者Ｂ）まではＣ社が運搬した。

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td colspan="3">産業廃棄物収集・運搬業</td><td colspan="2">許可年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="4">許可番号　037（097）×××××××××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="3">委託者（排出事業者又は収集・運搬業者）</td><td colspan="3">運　搬　先</td><td colspan="4">引　き　渡　し　た　者</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="2">受託量</td><td colspan="2">名　称</td><td rowspan="2">運搬量</td><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="2">引渡量</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="2">住　所</td><td colspan="2">住　所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">がれき類</td><td></td><td>排出事業者Ａ</td><td rowspan="2">50ｔ</td><td colspan="2">処分業者Ｂ</td><td rowspan="2">50ｔ</td><td>第○○号</td><td>収集運搬業者Ｃ</td><td rowspan="2">50ｔ</td><td rowspan="2">区</td></tr>
<tr><td colspan="2">××郡□□町
（排出場所）</td><td colspan="2">△△郡○○町
（処分場所）</td><td colspan="2">■■郡◎◎町
（引き渡しをした場所：自社積替え場所）</td></tr>
</table>

『産業廃棄物の処分実績報告書』【記載例】

例１：排出事業者Ａから金属くず50ｔの処分の委託を受けた。中間処理として切断後、○○製鉄に有価物として販売した。

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td colspan="3">産業廃棄物収集・運搬業</td><td colspan="2">許可年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="4">許可番号　037（097）×××××××××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="3">委託者（排出事業者又は処分業者）</td><td colspan="3">処　分</td><td colspan="4">引　き　渡　し　た　者</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="2">受託量</td><td>処分方法</td><td>処分量</td><td>処分後量</td><td>許可番号</td><td>氏名又は名称</td><td rowspan="2">委託内容</td><td rowspan="2">委託量</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="3">処　分　場　所</td><td colspan="2">住　所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金属くず</td><td></td><td>排出事業者Ａ</td><td rowspan="2">50ｔ</td><td>切断</td><td>50ｔ</td><td>50ｔ</td><td></td><td>○○製鉄</td><td rowspan="2">有価物として販売</td><td rowspan="2">（販売量）
50ｔ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">××郡□□町
（排出場所）</td><td colspan="3">△△郡○○町
（切断場所）</td><td colspan="2">■■郡◎◎町
（○○製鉄の所在地）</td></tr>
</table>

例２：排出事業者Ａから廃プラスチック類50ｔの焼却処分の委託を受けた。この処分により生じた燃え殻１ｔについては、処分業者Ｂに埋立処分を委託した。

<table>
<tr><td>許可の種類</td><td colspan="4">産業廃棄物処分業</td><td>許可年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td><td colspan="5">許可番号　037（097）×××××××××</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類</td><td colspan="4">委託者（排出事業者又は処分業者）</td><td colspan="4">処　分</td><td colspan="5">引　き　渡　し　た　者</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可番号</td><td colspan="2">氏名又は名称</td><td>処分方法</td><td colspan="2">処分量</td><td>処分後量</td><td colspan="2">許可番号</td><td colspan="2">氏名又は名称</td><td>委託内容</td><td>委託量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住</td><td colspan="2">所</td><td colspan="2">処　分　場</td><td colspan="2">所</td><td colspan="2">住</td><td colspan="2">所</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">廃プラスチック類</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">排出事業者Ａ</td><td rowspan="2">50ｔ</td><td rowspan="2"></td><td>焼却</td><td>50ｔ</td><td>１ｔ</td><td colspan="2">第○○号</td><td colspan="2">処分業者Ｂ</td><td rowspan="2">燃え殻の埋立処分</td><td rowspan="2">１ｔ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">××郡□□町
（排出場所）</td><td colspan="3">△△郡○○町
（焼却場所）</td><td colspan="4">■■郡◎◎町
（処分場所）</td></tr>
</table>

『産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書』【記載例】

例１：排出事業者Ａから動植物性残渣50ｔの堆肥化処分の委託を受けた。この処分により生じた堆肥50ｔについては、農家に売却した。
＊注意：この実績報告書（様式第15号その２（別紙））は産業廃棄物処理施設（許可対象施設）以外の処分実績報告書であり、産業廃棄物処理施設実績報告書（様式第13号）と重複しないようにしてください。

<table>
<tr><td rowspan="2">産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類</td><td colspan="4">処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位　ｔ・㎥）</td><td colspan="4">処理後の産業廃棄物の処分量（単位　ｔ・㎥）</td></tr>
<tr><td>Ａ動植物性残渣</td><td>Ａ</td><td>Ａ</td><td>Ａ</td><td>種　類</td><td>排出量</td><td>処　理　方　法</td><td>処分量</td></tr>
<tr><td>堆肥化施設</td><td>50ｔ</td><td></td><td></td><td></td><td>堆肥</td><td>50ｔ</td><td>○○農家に売却</td><td>50ｔ</td></tr>
</table>

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（　　年度）

年　　月　　日

香川県知事　　殿

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の３第７項に基づき、平成　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業　種			
事業場の所在地						電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考　１．この報告書は、前年４月１日から３月31日までに交付した産業廃棄物管理票について６月30日までに提出すること。
２．同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が２つ以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
３．産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
４．業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
５．運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
６．処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
７．区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格　Ａ列４番）

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（○○年度）

○○年６月30日

香川県知事　　殿
（高松市長）

報告者
住　所　　○○市○○町○○○番地
氏　名　　○○株式会社　代表取締役　○○○○
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　　○○○－○○○－○○○○

原則トン単位で記入してください。ただし㎥表記がしやすい場合は㎥表示も認めます。

この報告書は、事業場ごとに作成してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の３第７項の規定に基づき、平成29年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	○○株式会社　○○工場	業　　種	○○○○
事業場の所在地	〒○○○－○○○○　○○郡○○町○○○○番地　電話番号　○○○－○○○－○○○○		

日本標準産業分類の中分類から該当する業種名を記入してください。

番号	産業廃棄物の種類	排出量（ｔ）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	汚泥	○○	○○	00000000000	○□運輸㈱	○○県○○市○○町○○○	00000000000	○○㈱	
2	廃プラスチック類	○○	○○		自社運搬	○○県○○市○○町○○○			
3				00000000000	㈱△□運輸	○○県○○市○○町	00000000000	△○○㈱	
4									

積替えにより、運搬受託者が途中で変わる場合は、すべてを記載してください。

運搬受託者の住所ではなく、運搬目的地の住所です。

処分場所の住所が、運搬先の住所と異なる場合に記入してください。

備考
１．この報告書は、前年４月１日から３月31日までに交付した産業廃棄物管理票について６月30日までに提出すること。
２．同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が２つ以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
３．産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
４．業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
５．運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
６．処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
７．区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格　Ａ列４番）

■　毎年度の報告が必要な書類について

産業廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理法、香川県産業廃棄物処理等指導要綱などの規定により、毎年度の報告が必要な書類が定められています。

それぞれの提出期限までに、香川県知事又は高松市長に書類を提出してください。

（提出窓口）

香川県循環型社会推進課（〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号　電話087-832-3226）

＊高松市内の廃棄物に関する報告書類は、高松市環境指導課が提出窓口となります。

書類名	対象者	提出期限	様式
産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業場でマニフェストを交付している全ての事業者（電子マニフェスト情報分は報告不要）	毎年 6月30日	法様式第３号
産業廃棄物処理計画書	前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上である事業場の設置者	毎年 6月30日	法様式第２号の８
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年 6月30日	法様式第２号の９
特別管理産業廃棄物処理計画書	前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上である事業場の設置者	毎年 6月30日	法様式第２号の13
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年 6月30日	法様式第２号の14
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	特定産業廃棄物最終処分場の設置者	毎年 10月31日	法様式第21号
産業廃棄物処理実績報告書	法第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者	毎年 6月30日	要綱様式第13号
最終処分場現況報告書	法第15条第１項に規定する最終処分場を設置している事業者	毎年 6月30日	要綱様式第13号（別紙）
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	産業廃棄物収集・運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集・運搬業者	毎年 6月30日	要綱様式第15号その１
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	毎年 6月30日	要綱様式第15号その２
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	ＰＣＢ廃棄物の保管事業者及び高濃度ＰＣＢ使用製品の所有事業者	毎年 6月30日	ＰＣＢ特別措置法様式第１号